

委員会議案第 3 号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)3 月 18 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 長 崎 任 男

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則

彦根市議会会議規則(昭和 42 年彦根市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「会議録に掲載しない事項」を「会議録の配布」に改め、「第 79 条の 2(会議録の配布)」を削り、「第 149 条(資料等印刷物の配布許可)」を「第 149 条(資料等の配布または掲示) 器の使用)」に改める。

第 14 条第 1 項中「所定の賛成者とともに連署し」を「所定の賛成者と連名で」に、「2 人以上の賛成者とともに連署して」を「2 人以上の賛成者と連名で」に改める。

第 17 条中「連署し、」を「連名で、」に、「ともに連署して」を「連名で」に改める。

第 56 条中「質疑」の次に「(一問一答で行う場合を除く。)」を加える。

第 79 条を次のように改める。

(会議録の配布)

第 79 条 会議録は、議員および関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)をする。

2 前項の会議録には、秘密会の議事ならびに議長が取消しを命じた発言および第 65 条(発言の取消しまたは訂正)の規定により取り消された発言は、掲載しない。

第 79 条の 2 を削る。

第 131 条第 1 項中「、請願者の住所および氏名(法人の場合にはその名称および代表者の氏名)を記載し、請願者が」を「ならびに請願者の住所および氏名を記載するものとし、氏名を署名しない場合にあつては、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、請願者が法人であるときは、「住所および氏名」とあるのは「所在地、名称および代表者の氏名」と、「氏名を署名しない場合」とあるのは「代表者が氏名を署名しない場合」とする。

第 131 条第 2 項中「署名または記名押印」を「氏名を記載するものとし、氏名を署名しない場合にあつては、押印」に改める。

第 132 条第 3 項中「請願者数人連署のものは」を「前項の請願文書表には、請願者が 2 人以上である場合は」に、「内容同一のものは」を「請願書で、それらの内容が同一のものである場合は」に改める。

第 144 条中「入る者」の次に「(傍聴人を除く。)」を加え、「外とう、えり巻、つえ、かさの類」を「コート、マフラー、傘その他の会議において礼節を欠く物」に改め、同条ただし書中「議長」の次に「または委員長」を加える。

第 149 条の見出しを「(資料等の配布または掲示)」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布する」を「新聞紙、文書その他の資料を配布し、または掲示しようとする」に改める。

第 149 条の次に次の 1 条を加える。

(情報通信機器の使用)

第 149 条の 2 議員および市長その他の関係機関は、情報通信機器(議長が指定するものに限る。)を会議において使用することができる。

第 152 条第 1 項中「連署して」を「連名で」に改める。

別表議会情報公開調整委員会の項を次のように改める。

彦根市議会災害対策支援本部	市内での大規模災害の発生に際し、彦根市災害対策本部と連携し、災害に関する諸対策を行う。	災害対策支援本部員	災害対策支援本部長
---------------	---	-----------	-----------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。